

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府 に対韓国外交の見直しを求める意見書

韓国の李明博大統領は、去る8月10日に島根県の竹島に上陸した。このような行為は、これまで連綿と築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は、同月14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べた。そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、『『痛惜の念』などという単語ひとつを言いに来るのなら、訪韓の必要はない』と発言したことは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得ない。本県議会としては李大統領の一連の言動を看過することはできない。政府は韓国に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

さらに、李大統領は同月15日の「光復節」での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べたが、そもそも1965年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は「完全かつ最終的に解決」されている。そうであるにもかかわらず、昨年12月に李明博大統領が来日した際に、いわゆる従軍慰安婦問題について、野田首相が「人道的な見地から知恵を絞っていきたい」と発言をしたことが、今回の大統領の発言の一因とも言える。

よって、国においては、竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、日韓通貨協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを含め、さらなる外交努力を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月18日

徳島県議会議長 樫 本 孝